

議案第54号

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年愛西市条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年愛西市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改め、同条中「(愛西市長の選挙の場合に限る。)」を削り、「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改める。

第7条の見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改め、同条中「業とする者」の次に「(以下「ビラ作成業者」という。)」を加え、「おいてビラ」を「おいて選挙運動用ビラ」に改める。

第8条の見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改め、同条中「ビラの作成を業とする者」を「ビラ作成業者」に、「ビラの1枚」を「選挙運動用ビラの1枚」に、「に当該ビラ」を「に当該選挙運動用ビラ」に改める。

第10条中「選挙運動用ポスターの作成を業とする者」を「ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）」に改める。

第11条中「選挙運動用ポスターの作成を業とする者」を「ポスター作成業者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（「(愛西市長の選挙の場合に限る。)」を削る部分を除く。）並びに第7条、第8条、第10条及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について

適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。